

山梨県公報

第千三百五十五号

平成十五年

二月六日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始……………五三

公告

大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更の届出……………五三

落札者等の決定について……………五四

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………五四

公安委員会

遊技機の型式の検定……………五四

告示

山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年二月六日

山梨県知事

天野

建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四一一号	甲府市和戸町字奈良原九七〇番の一地先から 甲府市和戸町字奈良原八一四番	四二〇・〇	平成十五年 四月一日

公告

の二地先まで

●大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年六月六日まで縦覧に供する。

平成十五年二月六日

山梨県知事

天野

建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社「Jマート」代表取締役 宮前享	東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 Jマート長坂店
- (二) 所在地 北巨摩郡長坂町大八田一六六番

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社「Jエイマート」代表取締役 宮前享	株式会社「Jマート」代表取締役 宮前享
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社「Jエイマート」代表取締役 宮前享	株式会社「Jマート」代表取締役 宮前享

3 変更の年月日

平成十四年十二月三日

三 届出年月日

平成十五年一月二十四日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年二月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年十二月十九日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水工機株式会社 山梨県甲府市高畑一丁目十番四号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千八万七千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第六号に該当

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十五年二月六日

山梨県監査委員	丸山義朗
同	早川正秋
同	前島茂松
同	宮原稔育

- 中央病院
- 1 監査執行年月日 平成14年7月24日
 - 2 監査対象期間 平成13年度
 - 3 指摘事項 支出に関する事務や契約に関する事務等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
 - 4 講じた措置 指摘された具体的事項については、早急に改善するとともに、今後は、財務に関する事務のチェック強化を図り、適正な事務執行に努める。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年二月五日までとする。
平成十五年二月六日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目五番一二号	遊技機の種類及び区分 型式名 製造又は輸入業者名	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五） ヒノクニ 株式会社アリストクライトテクノロジーズ 二四〇七九二
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六一番地	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第一） セキコウ 山佐株式会社	二四〇二五五

のー	株式会社ダイドー 代表取締役 眞田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 番一〇号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iバーチ キンハー トJ17	株式会社 ダイドー	二〇〇八八四
	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iバー花 月JXW	株式会社 三共	二〇〇九一六
	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRマジ カルカー ペットS P	株式会社 三共	二二〇九二〇
	マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR静か なるドン 新鮮組逆 襲編P1 ト1	マルホン 工業株式 会社	二二〇〇九五
	タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRジャ イアント 7R	タイヨー エレクトク 株式会社	二二〇〇八六〇

	株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRゴジ ラLB	株式会 社 ニューギ ン	二〇〇九六六
	株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ ドミルキ IMB	株式会 社 ニューギ ン	二〇〇九三四
	株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRクロ コダイヤ インディ LLA	株式会 社 ニューギ ン	二〇〇九三〇
	株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁 目一〇番一五号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRセブ ンレイT K	株式会 社 銀座	二二〇〇八〇
	株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目 四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ポーナ ス ジャム	株式会 社 ネット	一四〇六三一
	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRベテ イ・プ ー PXA	サミー株 式会社	二二〇〇八五四

